

岡 市 協 総 第 3 9 1 号

令和8年6月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

随時監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年1，2月実施の随時監査（公の施設の指定管理者監査に伴う所管課監査）における指摘事項について，別紙のとおり措置を講じたので，地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

随時監査の指摘事項の改善措置状況（令和８年１，２月実施分）

市民協働企画総務課

指摘事項

○ 利用料金について

共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について、岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された料金を超えた額となっており、指定管理者はこれを収受していることが認められました。

速やかに指定管理者に適切な措置を講じさせてください。

また、地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており、これは、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがあることから、本条文と照らして、適切な対応をさせてください。

改善措置状況

岡山市出石コミュニティハウスの指定管理者に対して、利用料金を岡山市コミュニティハウス条例の範囲内で収受すること及び地区内外の住民で公平な利用料金の設定を行うように指導を行いました。

令和８年４月１日付で指定管理者から、共助金及び冷暖房期の加算を廃止し、地区内外の住民共に一律の料金とする利用料金承認申請書の提出がなされ、同日付で承認を行いました。

なお、岡山市コミュニティハウス条例の一部改正を令和８年６月定例市議会に提案しております。